

## 行政の窓

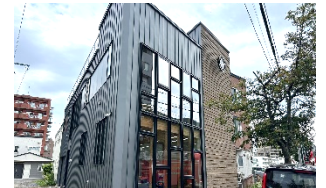
### 令和7年度 道産建築材活用促進事業及び道産木材住宅建設促進事業について

道では、道産木材の利用促進による林業・木材産業の振興を目的として、2つの事業を実施します。

#### ◆道産建築材活用促進事業（非住宅向け）

民間の「非住宅」建築物の工事費（木工事費分に限る。）に対し、最大300万円を補助します。補助対象となる建築物は「不特定多数の人が訪れるほか木材の利用状況がわかるなど道産木材の展示効果、波及効果が期待できること」、「令和6年10月1日以降に工事着手、令和7年度内にも木工事が行われ、令和8年1月末までに木工事が完了すること」、「新築・改築に必要な木材利用量の30%（ $m^3$ 換算）以上に原木産地及び合法性が証明された木材・木材製品を利用すること」といった要件を満たす必要があります。

採択にあたっては、道産木材の利用量の多さ、設計上のアイデアや工夫が見られること、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」に登録することなどの観点から数値化された基準に基づいて評価を行い、得点の高いものを優先的に採択します。



令和6年度補助事業を活用した例

#### ◆道産木材住宅建設促進事業（住宅向け）

「住宅」の新築や増改築に係る費用に対して、1棟あたり20万円を補助します。補助対象となる住宅は「道内に建築する一戸建て（持家住宅に限る）」、「延床面積が $70m^2$ 以上であること（増改築の場合は、その部分が対象）」、「延床面積 $1m^2$ あたり $0.1m^3$ 以上の道産木材を利用していること」、「令和7年4月1日以降に工事が行われ、令和8年1月末までに完了（検査済証の交付年月日を工事の完了日とする）する住宅であること」といった要件を満たす必要があります。

採択にあたっては、「HOKKAIDO WOOD HOUSE（※1）」の認定を受けることや道内市町村の住宅補助事業と連携していること、「北方型住宅」制度を活用していることなどの観点から数値化された基準に基づいて評価を行い、得点の高いものを優先的に採択します。

なお、補助を受けるには、予め「HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者（※2）」に認証されていることが必須となります。

#### （※1）HOKKAIDO WOOD HOUSE 認定制度

道産木材を使用した住宅を対象とした認定制度で、道産木材製品の利用促進とブランド価値の向上を図ることを目的としています。認定基準と推奨基準を設けており、推奨基準を満たす場合は金融機関の優遇金利を受けることができる等のメリットがあります。



#### （※2）HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者認証制度

「HOKKAIDO WOOD HOUSE」を積極的に建築や設計し、PR等を行う工務店等を認証する制度です。認証を受けた工務店等は、事業者名やHOKKAIDO WOOD HOUSEの施工事例が道のホームページやSNS、冊子で広報される等のメリットがあります。



この2つの事業は、道より一般社団法人北海道ビルダーズ協会に委託しています。

詳細は、下記へお問い合わせください。

申込期間は、7月14日（月）から8月1日（金）までとなっております。

（問い合わせ先）一般社団法人北海道ビルダーズ協会 電話番号：011-215-1112

（水産林務部林務局林業木材課利用推進係）